

令和3年度 茨木市立南中学校 部活動に係る活動方針

本校の部活動は、平成31年1月に策定された「茨木市運動部活動の在り方に関する方針」に則り、望ましい部活動のあるべき姿を明確にし、生徒や教員にとって魅力のある部活動となるための指針となるべくこの活動方針を定め、この活動方針のもとに運営されるものとする。

1. 部活動の目的

部活動は、中学校の3年間だけでなく、生涯にわたってスポーツや文化に親しんだり、楽しんだりすることができる資質・能力の育成を目指している。したがって、大会やコンクールの結果のみを目標とするのではなく、日々の練習における目標に向けた取り組みにより、一人ひとりが充実感や達成感を味わうことができることを目的とする。

2. 部活動の運営

- ・年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- ・部活動顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

3. 活動時間及び休養日の設定

(生徒の健全な成長の確保)

- ・学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜及び日曜日等は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を振り替え、年間で104日以上設定する。)
- ・大会等への参加は年間80日程度を上限とする。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、夏季休業・冬季休業中は生徒が十分な休養をとることができ、家族や地域で過ごす機会が持てるように1週間程度の休養期間を設ける。
- ・1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。ただし、試合やコンクール等の場合は、生徒や教員の過度の負担にならないよう十分に配慮した上で、それ以上の活動時間を認めることとする。(教員の多忙化解消・負担軽減)
- ・全教員が休日(土曜・日曜・祝祭日)に部活動を指導しない休養日を年間52日以上とる。

4. 部活動の指導

- ・体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たる。
- ・適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5. 本年度の部活動について

○本年度設置する部活動

	部活名
運動部	野球部、陸上部、ソフトボール部、水泳部、サッカー部、ソフトテニス部、女子バレーボール部、男子バレーボール部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、男子バドミントン部、女子バドミントン部
文化部	吹奏楽部、美術部、家庭科部、囲碁・将棋部 人権サークル（解放研）

○部活動の規則

①部活動は、1年単位で活動する。

部活動に入部する、入部しないは自由である。

②すべての活動は、顧問の指導のもとで行うことを原則とする。顧問が不在の時は、活動を中止する。部活動の活動や指導内容については、休日の活動も含め全面的に顧問の指導方針に従う。

③放課後の活動は、一般生徒門限時間までは部活動より学級活動を優先する。

④平日活動終了時刻・完全下校時刻

時期	活動終了時刻	完全下校時刻
春分の日(3/21)～秋分の日の前日(9/22)	17:45	18:00
秋分の日(9/23)～10月末 2月～春分の日の前日(3/20)	17:15	17:30
11月～1月末	16:45	17:00

朝の練習は、午前8時10分までとする。8時25分までに鍵を職員室に返し、MTに遅刻しないようにする。尚、朝の練習も活動時間に含む。

※休日及び長期休業中は、原則8:00～18:00（平日の下校時刻に準ずる）

⑤定期テストの一週間前からテスト終了日まで原則として活動を停止する。（やむなく活動をするときは、保護者・生徒に周知する。）

⑥部活動に必要な費用がかかる場合、部費を徴収する。金額は部によって異なるが、それぞれの部の規定に従うこと。対外試合、発表会の参加費・交通費は原則として個人負担とする。

⑦部活動中の負傷事故については、日本体育スポーツ振興センターの「災害共済給付」の適用がある。

⑧上記の規則に違反したり、顧問の指導に従わない場合、活動を停止（一週間以上）し、反省を促すものとする。

6. その他

この活動方針は毎年見直しを行う。